

受付日：2021-10-29

様式 28

事業継続力強化計画に係る認定申請書（控）

令和 3 年 1 0 月 2 9 日

関東経済産業局長 殿

住	所	茨城県下妻市原 8 8 7 - 5
名	称	株式会社スキップウィズエブリワン
代表者の役職及び氏名		代表取締役 齋藤大樹

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 株式会社スキップウィズエブリワン
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 齋藤大樹
資本金又は出資の額 1,000,000円 常時使用する従業員の数 4名
業種 85 社会保険・社会福祉・介護事業
法人番号 7050001048416 設立年月日 2020年11月30日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	<p>【企業概要】 当社は、障がい児の通所支援事業を行っている。肢体が不自由なお子様に対して放課後等デイサービスを行っている。小学校1年生からお預かりして、高校を卒業してからの自立した社会生活が営めるように支援を行っている。 現在は、1日あたり10名の児童・生徒をお預かりしている。</p> <p>【当社の地域経済の役割】 当社では、障がいを持つ児童をお預かりすることで保護者のレスパイト（一時休憩）や安心した就労に向けた支援を目指している。災害などが発生したときに、当社が早期に復旧しないと、障がいを持つ児童・生徒を預ける場所がなくなり、家庭内で障がい者をみながら災害復旧を目指さなければならなくなる。</p>
事業継続力強化に取り組む目的	<p>下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <input type="checkbox"/>自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と障がい者の安全を守る。2. <input type="checkbox"/>自然災害後に早急な復旧を目指し、地域の復興支援に貢献する。3. <input type="checkbox"/>感染症等が流行したときであっても、安全な管理下のもと継続して児童を預かっていく。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	<p>【想定する自然災害】 当社の事業拠点となる支援施設は、茨城県下妻市原887番地5にある平屋一軒家であり、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が71.9%である（J-SHIS地図http://www.j-shis.bosai.go.jp/参照）。ハザードマップポータルサイト（https://disaportal.gsi.go.jp/）によれば、水災時に0.5m～3.0mの浸水が予想される地域である。</p>
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>（想定する自然災害等） 【最も影響の大きな自然災害】 想定する自然災害のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは水害（浸水被害）と地震である。また、預かっている児童への感染症リスクも考えられる。その被害は下記が想定できる。</p> <p>（人員に関する影響） 障がい者が過ごす訓練室（プレイルーム）は、50㎡程の広さがあり什器備品などもないので、地震に関しては安全な場所である。しかし、事務所は棚などもあるので、書類や備品などが落下してけが人が発生することが考えられる。 水害が発生した場合は、平屋であるため遅れると逃げ場がない。 施設内で感染症が発生した場合は、預かっている児童のみなら</p>

ず職員全員が濃厚接触者になりうる可能性がある。

(建物・設備に関する影響)

現在の施設の建物は、平成2年に建てられたものであり、耐震構造が不明瞭である。そのため、地震による被害の可能性がある。

。水害に関しては、床を通常よりも高くしているために1 m程度の浸水であれば問題ないが、それを超えると床上浸水となる。

(資金繰りに関する影響)

建物が被害を受けたり、感染症が発生して児童・生徒を受け入れできなくなった場合は、2ヶ月後には入金がされなくなり運転資金がひっ迫する。

建物が自然災害の被災や感染症が発生すれば、修理や清掃・消毒のための復旧費用、および職員の人件費負担が必要となる。

(情報に関する影響)

データはクラウド上で保存しているため心配はしていない。個人情報類は紙で保存してあり書庫に保存してあり心配はない。

。

(その他の影響)

災害（感染症なども含む）などにより学校が休校になった場合、当社が定員を超えて障がい児童を預かる場合が想定できる。

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	<p><地震の場合> 地震が発生した場合は、訓練室の中央に集まるように事前に周知する。</p> <p><水害の場合> 従業員および障がい者に対する避難誘導手順を取り決めておく。</p> <p><災害全般> 初動対応のためのヘルメット、懐中電灯、拡声器、ブルーシート、軍手、履物、飲料水などを備蓄し、従業員に周知する。</p>
		従業員の安否確認	発災直後	<p><自然災害> 緊急連絡網の作成 会社用の携帯電話に従業員の緊急時の連絡先を登録する。 社内グループLINEの構築</p>
		従業員の避難方法	国内感染者発生後	<p><感染症> 事業所内に消毒液の設置、従業員の手洗い等の徹底 従業員や家族に対する手洗い、マスク着用の徹底</p>
		従業員の安否確認	国内感染者発生後	<p><感染症> 体調不良の従業員（派遣労働者等含む）の出勤停止や交代勤務規定の整備 出勤前の従業員やその家族等における検温の励行、自宅待機中の従業員への定期的な連絡や報告</p>
		児童・生徒（保護者）への対応方法	発災直後	<p><自然災害> 児童・生徒の避難経路、避難場所を設定する また、自社職員による避難誘導の手順の検討・整備</p>
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役社長斎藤大樹を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内	<p><自然災害・感染症共通> 設置基準の策定 1) 震度5弱以上の地震が発生した場合 2) 大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認めるとき</p>

2	非常時の緊急時体制の構築			<p><感染症> 感染者状況が日々刻々と変化に対応する対策の策定 変更等を検討するための協力 医療機関と契約する。</p>
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況の影響の有無の確認 当該情報の第一報を児童・生徒の保護者、および学校、自治体に報告する。	発災後1時間以内	<p><自然災害> 気象情報・防災情報（避難勧告・指示の発令状況など）を入手するための手段を整理しておく 防災ラジオによる情報収集 ツイッターによる情報収集 気象庁のキキクルによる確認 地震速報</p> <p>保護者、学校、自治体の連絡リストを作成する。</p>
4	その他の取組	保健所の指示に従い 事業所の封鎖、消毒等対応	社内感染者発生後	最寄りの保健所の連絡先一覧の作成

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	<p>自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備</p>	<p><現在の取組> ヘルメット、子供用防災頭巾の常備 感染症に応じた交代勤務体制の構築 国内で感染症の発生が確認された場合には、予め 感染症感染症マニュアルを作成しておき、従業員 に対するマニュアルに則った手洗い・うがいや咳 エチケットの徹底、予防接種等を推奨する等の取 組を実施する。</p> <p><今後の計画> 毎月（月初）避難訓練を実施する。 消防署職員による消火訓練・防災指導・人命救助 などの研修を行う。</p>
B	<p>事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入</p>	<p><現在の取組> 防災無線の設置 非常用物資の備蓄 マスク、アルコール、手袋、救急セット、簡易ト イレ、飲料水、毛布、懐中電灯（防災ラジオ）</p> <p><今後の計画> 建物の耐震状況の調査。</p>
C	<p>事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保</p>	<p><現在の取組> 現在は、家主が火災保険に入っているのみである 。</p> <p><今後の計画> <自然災害> 自社が所有する什器備品に関して災害保険に加入 する。 <感染症> 国内で感染症が発生していない平時の段階におい て、感染症による休業補償を得られる企業総合保 険やビジネス総合保険等の加入を検討する。 国内で感染が拡大している場合には、光熱費の減 免措置や、給付金等の公的支援策についての情報 を調べ、要件を満たしている場合には、直ちに申 請できるように平時より経営データを整備してお く。また、金融機関に対する既存債務の返済猶予 ・条件変更や、新たな運転資金の相談をする。 感染症が流行し、公的支援策等の適用が公表され た際には、よろず支援拠点や下妻市商工会への使 用可能な公的支援策の活用相談、公的支援策（ 各種給付金、助成金、セーフティネット保証制度 等）の活用準備を行う。</p>
D	<p>事業活動を継続するための 重要情報の保護</p>	<p><現在の取組> データはクラウド上で保存 個人情報類は紙で保存してあり書庫に保存</p> <p><今後の計画> 現在、新たな取組の検討はない。</p>

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1		0	0	0

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設備が義務付けられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	下妻市商工会
住所	茨城県下妻市長塚74-1
代表者の氏名	渡辺欣一
協力の内容	運転資金の借入や行政の支援策の概要や申請手続きについて情報提供を依頼する。

名称	結城信用金庫 下妻支店
住所	茨城県下妻市下妻丁253-1
代表者の氏名	石塚 清博
協力の内容	被災時において、最大1,000万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおく。

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

代表取締役齋藤の指揮の下、社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年2回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。
毎月の第一週を目処に、児童・生徒および全職員参加の訓練を実施する。また、年1回消防署職員による消火訓練や人命救助の研修をおこなう。
実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。

4 実施期間

2021年11月～2024年10月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
			0

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	✓

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証（※2）を取得しています。	
中小企業BCP策定運用方針に基づきBCPを策定しています。	

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格